

静岡地方最低賃金審議会
第 1 回静岡県最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和 6 年 7 月 29 日（月） 15 時 00 分から 17 時 30 分まで		
開催場所	静岡労働局 地下会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者を代表する委員	出席 2 名	定数 3 名
	使用者を代表する委員	出席 3 名	定数 3 名
議題	1 静岡県最低賃金専門部会運営規程等について 2 静岡県最低賃金の改正決定について 3 その他		
議事要旨	本会議は、 公開・非公開		
<p>1 静岡県最低賃金専門部会運営規程等について</p> <p>部会長（畑委員）と同代理（本庄委員）を選出。専門部会運営規程（変更なし）を承認。第 2 回目以降の専門部会は、全会一致で、「委員の率直な意見を確保する」ため、非公開で審議を行うこと、議事録は議事要旨を公開することとなった。</p> <p>2 静岡県最低賃金の改正決定について</p> <p>中央最低賃金審議会会長による目安に対する説明ビデオメッセージを視聴。 事務局より資料（賃金の基礎調査結果、6 月の消費者物価指数）説明。 公益委員より事務局に対し、中央最低賃金審議会から示された目安の参考に使われた頻繁に購入する品目の物価変動について、静岡における同様の資料が作成できないか要望があった。</p> <p>労使双方より基本的な考え方について意見聴取した後、一旦休会し、公益委員が労、使委員へ個別に意見聴取を行った。再度、部会を再開したが、意見の一致に至らなかった。</p> <p>労働者代表委員の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済は回復基調にあり、今後のためにも人への投資が必要。今春闘の結果は人への投資を反映。昨年的大幅な賃上げを上回る賃上げとなり、大企業だけでなく中小企業でも初任給が上がった。その結果を最賃引上げにつなげたい。 ・労働者生活は苦しい。物価が上がり、実質賃金が上がらない。働きに見合った賃金額の確保が必要。 ・両隣県の最賃額が高い。静岡県の人口流出は全国でワースト 7 位。静岡県で働きたいという人に応える環境整備が必要。下限となる最賃の引上げが必要。 ・最初の提示として、生活者の観点から中賃の頻繁に購入する項目の平均物価上昇率 5.4% を基に 53 円を提案する。 			

使用者側代表委員の主な意見

- ・目安では、直近の頻繁に購入する項目の物価を重視されたが、3要素バランスをとった判断をすべき。物価も落ち着いてきており、将来を見据えて議論が必要。静岡県の地域特性を見て、エビデンスに基づき議論していきたい。
- ・物価が上がって生活に影響しており、最賃上げることには異論はないが、そのスピードが問題。急激に上がり過ぎている。時間をかけてソフトランディングすべきである。賃金は一旦上げたら下げられないことも考慮する必要がある。
- ・仮に目安どおりとなった場合、静岡労働局による基礎調査では、影響率は28.7%と昨年の21.7%と比較してもかなり大きくなってしまう。
- ・春闘の結果、経団連の中小企業の集計では3%台、日商の中小企業の調査でも3.62%。企業側も努力しているが、これらの数字も参照したい。5%という数字は出てこない。
- ・最初の提示として、賃金改定状況調査第4表 Bランクの2.4%を基に24円を提案する。将来の予想インフレ率を考慮しても妥当な値である。
- ・静岡県内の小規模事業者の割合が中小企業の約86%を占め、全国値より高い。この規模の最賃による影響を特に考慮する必要がある。資金繰りも厳しく倒産につながる恐れがある。